

江田島市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造，産業構造及び中小企業者の実態等

江田島市は，広島県の南西に位置し，広島湾に浮かぶ江田島・能美島とその周辺に点在する島々から構成されている。

平成27年における国勢調査の人口は24,339人であり，年齢階層別にみると15歳未満の年少人口は2,060人（8.5%），15歳から64歳までの生産年齢人口は12,294人（50.5%），65歳以上の高齢者人口は9,970人（41.0%）となっており，若者の人口流出が止まらず少子高齢化が顕著であり，過疎化が進行している。平成32年（2025年）には総人口が19,900人へ減少することが見込まれており，平成27年からみると2割程度減少することが予測されている。

また，平成27年における国勢調査の産業別人口をみると，第1次産業は1,362人（11.9%），第2次産業は2,195人（19.2%），第3次産業は7,775人（68.2%）となっている。第1次産業は減少傾向にあるものの，全国や広島県と比較すると本市は第1次産業の占める割合が高いことが特徴である。第1次産業が減少する一方で，小売業及び外食産業等の伸展によって第3次産業は増加傾向にある。

次に，工業統計調査における市内の事業所数をみると，近年，50事業所であり，従業員数は950人，製造品出荷額等は170億円程度となっている。ここ数年は横ばいで推移しているものの，人口減少に伴って，生産年齢人口（労働力人口）も減少することが予測されており，平成32年（2025年）における生産年齢人口は9,500人へ減少することが見込まれている。

このように，少子高齢化の進行による人手不足が，本市の産業と雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念されており，中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しさを増していくものと考えられる。今後さらに，従業員の高齢化や人手不足，設備の老朽化等によって技術・技能を維持することが難しくなれば，やむなく廃業となることが予測されており，市内企業の生産性を高めていかなければ，市民の生活の糧となる本市の産業活力を失うことにもなりかねない。

そこで，本市は新しい技術の導入促進等による労働生産性の向上を産業振興の最重要課題とし，本市に相応しい「しごとの場の創出」と起業活動の支援や本市にある地域資源を活用した6次産業化・農商工連携等による新たな商品開発などの取組を推進するために，本計画を定めて国の支援を活用しながら市内企業を支援することとする。

(2) 目標

認定支援機関を始めとする支援団体との連携を図るとともに，中小企業者の生産性向上を促し，市内の中小企業の経営基盤強化及び経営の継続的な発展を目指

すため、年5件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、卸売業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が地域の経済と雇用を支えていることから、これらの業種において広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、地域に偏りなく、広く中小企業の生産性向上を実現するため、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多様な業種が地域の経済と雇用を支えていることから、本計画において対象とする業種及び事業は、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が本計画を同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者及び本市において市税を滞納している中小企業者が計画する事業については、対象としない。

(3) その他市長が、計画認定することを適当でないと判断した業種及び事業は、対象としない。

(4) 先端設備等導入計画を認定した中小企業者に対して、計画の進捗状況の報告を求めることがある。